

能登町教育委員会告示第14号

能登町部活動等遠征費補助金交付要綱（平成29年能登町教委告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月3日

能登町教育委員会

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
<p>(補助対象経費等)</p> <p>第2条 補助金は、学校に所属する部活動で公式大会や練習試合が行われた能登町立学校及び公式大会に出場した能登町内に拠点をもつる地域クラブ（部活動の地域移行に伴い石川県中学校体育連盟又はこれに類する団体機関で教育委員会が認める者により認定等を受けた地域クラブをいう。）に交付する。</p> <p>2 前項の補助対象となる公式大会及び練習試合は、以下のものとする。</p> <p>(1) 教育委員会が認める公式大会（シード権の関わる大会及び上位大会につながる大会等）</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、能登町教育、スポーツ及び文化大会等出場支援補助金交付要綱（平成23年教育委員会告示第4号）により補助対象経費に該当する場合は、補助対象と認めない。</p> <p>4 補助対象経費は、学校所在地又は地域クラブの拠点地から開催地までの往復に要したバス等借上げ料・有料道路代・燃料費等の交通費用とする。ただし、開催地域内において公共交通機関を利用した場合の移動費用は含まないものとし、また、能登町が開催地の場合</p>	<p>(補助対象経費等)</p> <p>第2条 補助金は、学校に所属する部活動で公式大会や練習試合が行われた能登町立学校に交付する。</p> <p>2 前項の補助対象の公式大会及び練習試合は、以下のものとする。</p> <p>(1) 教育委員会が認める公式大会（シード権の関わる大会及び上位大会に繋がる大会等）</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、能登町教育、スポーツ及び文化大会等出場支援補助金交付要綱により補助対象経費に該当する場合は、補助対象と認めない。</p> <p>4 補助対象経費は、学校所在地から開催地までの往復に要したバス等借上げ料・有料道路代・燃料費等の交通費用とする。ただし、開催地域内において公共交通機関を利用した場合の移動費用は含まないものとし、また、能登町が開催地の場合や、自家用車を使用した</p>

改正案	現行
<p>や、自家用車を使用した場合の交通費は補助対象外とする。<u>なお、当該地域クラブに能登町立学校以外の生徒が含まれる場合の補助対象経費については、構成人数に基づくあん分方法により算出することとし、能登町立学校以外の生徒分については、補助対象外とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(補助金の申請等)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする学校<u>又は地域クラブ</u>の代表者は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(補助金の交付決定等)</p> <p>第4条 町長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）によりその旨を当該学校<u>又は地域クラブ</u>の代表者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第5条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた学校<u>又は地</u></p>	<p>場合の交通費は補助対象外とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(補助金の申請等)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする学校の代表者は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(補助金の交付決定等)</p> <p>第4条 町長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）によりその旨を当該学校の代表者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第5条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた学校の代表</p>

改正案	現行
<p><u>域クラブ</u>の代表者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。</p>	<p>者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。</p>
<p>附 則 この告示は、公表の日から施行し、令和5年10月1日から施行する。</p>	